

## 霊柩車管理運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯南町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する霊柩車の管理運営に関して必要な事項を定める。

### (準拠)

第2条 この規程に定めるもののほか、霊柩車の管理運営に関する事項は、道路交通法、道路運送車両法その他関係法令及び本会の自動車運行管理規程の定めるところによる。

### (霊柩車の貸出し)

第3条 霊柩車は飯南町民（以下「町民」という。）が自宅から火葬場（飯南町火葬場）までの経路を、肉親等の遺体を運搬する場合に限り貸し出すことができる。ただし、本会会長が特に必要と認める場合、この経路の限りではない。

### (使用許可申請書の提出)

第4条 霊柩車の貸出しを受けようとするときは、霊柩車使用許可申請書（様式第1号）を本会へ提出しなければならない。

### (運転手の派遣)

第5条 霊柩車の運転は、貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）または使用者が選んだ町民が行うこととし、本会からの運転手派遣は一切行わない。

### (遵守事項)

第6条 霊柩車の使用者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用中は交通法規を厳守し、安全運転に努めること。
- (2) 事故等が発生した時は、速やかにその旨を本会に報告し、処置は本会の定める管理者（以下「管理者」という。）の指示に従うこと。
- (3) 使用後は洗車を行い、使用した量の燃料を補給しておくこと。
- (4) 返却する際は管理者の点検を受け、所定の場所に格納した後、鍵を返納すること。

### (使用料及び経費負担)

第7条 霊柩車の使用者からの使用料は徴収しない。また、その他の運営経費等の負担についても使用者に求めない。

### (車両の損害)

第8条 霊柩車運行中の事故等により損傷した霊柩車の修理費の内、本会が加入する車両保険の範囲を超える金額については、使用者が負担するものとする。

### (事故による賠償)

第9条 霊柩車運行中の事故に起因する賠償は、本会が加入する自動車損害保険（以下「保険」という。）により行う。ただし、保険の範囲を超えるものについては使用者が負担するものとする。

### (運営管理費)

第10条 霊柩車の管理運営費は、本会一般会計に計上し経理する。

### 附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。